

# 医療介護総合確保促進法に基づく 市町村計画（案）

令和5年12月  
埼玉県  
白岡市

# 1. 計画の基本的事項

## (1) 計画の基本的な考え方

高齢者の適切な在宅生活継続のため、要介護者の在宅療養生活を支え、医療ニーズのある利用者に対応することができる介護サービスを整備する。また、今後急増する高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービスの提供体制の整備を促進することを目的とする。

## (2) 区域の設定

市町村計画の区域は、以下の区域とする。

白岡市

## (3) 計画の目標の設定等

白岡市

### 1 目標

高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標とする。

介護施設等の整備に関する目標

・地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業計画において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

(整備目標)

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（0か所）→（1か所）

### 2 計画期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(注) 目標の設定に当たっては、介護保険事業計画等を踏まえ、アウトプット・アウトカムに着目したできる限り定量的な視点による目標設定を行うこと。

## 2. 事業の評価方法

---

### (1) 関係者からの意見聴取の方法

令和5年12月14日 医療関係者、保健関係者、福祉関係者及び公募委員等から構成する白岡市介護保険等運営協議会において意見聴取予定。

### (2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、白岡市介護保険等運営協議会の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しなどを行うなどにより、計画を推進していきます。

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業			
事業名	【No.1 (介護分)】 白岡市介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】  14,000千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	白岡市			
事業の実施主体	白岡市			
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：地域密着型 (介護予防) サービス事業所数12事業所			
事業の内容	①地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成を行う。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">整備予定施設等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (1か所)</td> </tr> </table> ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費等に対して支援を行う。		整備予定施設等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (1か所)
整備予定施設等				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (1か所)				
アウトプット指標	・地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (0か所) → (1か所)			
アウトカムとアウトプットの関連	地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、市内地域密着型サービス事業所数を増とする。			

## (1) 事業の内容等

事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)	
			国 (A)	都道府県 (B)		
	①地域密着型サービス施設等の整備等	(千円) 0	(千円)	(千円)	(千円)	
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費等	(千円) 14,000	(千円)	(千円)	(千円)	
金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 14,000	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注3) (注4)	公	(千円)	
	基金	国 (A)				(千円)
		都道府県 (B)				(千円)
		計 (A+B)				(千円)
	その他 (C)	(千円)				民
備考 (注5)						

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所要見込額を記載すること。

## (2) 事業の実施状況

別紙2「事後評価」のとおり。